

第9回 加賀市都市計画審議会

平成23年3月16日(水)午後1時30から

加賀市民会館 2階 第2会議室

加賀市都市計画審議会

目 次

1 . 委員名簿 -----	1
2 . 第 9 回審議会資料 -----	2
(1) 都市計画及び都市計画審議会について -----	3
(2) 加賀市景観計画 (案) -----	9
(3) 加賀市都市計画マスタープラン (案) の概要 -----	10
(4) 今後予定している都市計画審議会の案件 -----	15

1. 委員名簿

資格	氏名	現職
条例第2条第2項 第1号委員 (学識経験者)	高山 純一	金沢大学 教授
	馬場 先恵子	金沢学院大学 教授
	下口 進	加賀市観光交流機構 専務理事
	宮崎 力	加賀農業協同組合 組合長
	坂井 弘信	加賀青年会議所 理事長
条例第2条第2項 第2号委員 (市議会議員)	谷本 直人	加賀市議会 議員
	山口 忠志	加賀市議会 議員
条例第2条第2項 第3号委員 (関係機関)	東出 孝良	石川県南加賀土木総合事務所 所長
	尾重 和彦	石川県南加賀農林総合事務所 所長
	上浦 憲一	大聖寺警察署 署長
条例第2条第2項 第4号委員 (市民)	辻 等	山中温泉地域協議会 副会長
	日下 典子	山中温泉財産区管理会 委員

2 . 第 9 回 都市計画審議会 資料

- (1) 都市計画及び都市計画審議会について
- (2) 加賀市景観計画 (案)
- (3) 加賀市都市計画マスタープラン (案) の概要
- (4) 今後予定している都市計画審議会の案件

(1) 都市計画及び都市計画審議会について

都市計画

1 都市計画とは

都市における健康で文化的な生活と、機能的な活動を確保することを目的に、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地整備を図るための総合的な街づくりの計画です(都市計画法第1条、第2条以下「法」とします)。その内容は土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画から成っています。

2 都市計画区域

都市計画を策定する場であり、都市計画法その他の法令の規制を受ける土地です。

区域は、

- (1) 市町村の中心の市街地を含んでいる区域で、
- (2) 人口、土地利用、交通などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域

に指定するものとされています。(法第5条)

平成17年10月の合併により、加賀市の都市計画区域は、加賀都市計画区域、山中都市計画区域の2つの都市計画区域が指定されています。

本来、都市計画区域は市町村の行政区域の中に縛られることなく定めるものですが、加賀都市計画区域は、旧加賀市の行政区域から山間部を除いた区域 A=13,411ha を指定しています。山中都市計画区域は温泉街を中心にした区域 A=691ha を指定しています。

3 都市計画マスタープラン

都市計画の目標、生活像、産業構造、自然環境などのビジョンを示し、具体の都市計画を定める上での基本方針となる計画です(法第18条の2)。

4 土地利用に関する都市計画

(1) 市街化区域と市街化調整区域

無秩序な市街地の拡大を防ぎ、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を図るために、都市計画区域を二つの区域に区分するもので、「線引き制度」とよばれています(法第7条)。

加賀都市計画、山中都市計画区域ともこの線引きはなされていません。

(2) 地域地区

建築物の用途の混在による混乱を防止し、良好な市街地形成と、住居、商業、工業などが適正に配置された合理的な土地利用を実現するために定める用途地域を、加賀都市計画区域において定めております(第8条)。

ほかに、海陸交通の結節点として各種の経済活動の場である港湾の管理運営を行うために定める臨港地区を加賀都市計画区域に定め、都市の風致を維持するための風致地区を加賀都市計画区域と山中都市計画区域に定めています。

(3) 地区計画等

地区の特性・特徴に応じて建物の用途や形態、道路、公園などをきめ細かに定めて、良好な環境の地区や街区を誘導するものです（法第12条の4、第12条の5）。

加賀都市計画区域では、加賀温泉駅前作見地区、片山津温泉3区通り地区の2地区でこの地区計画を定めています。

5 都市施設と市街地開発事業に関する都市計画

都市施設は道路、公園、緑地、広場、下水道などで、都市計画には位置や区域、構造などを定めることになっています（法第11条）。

市街地開発事業は土地区画整理事業などの事業であり、都市計画には公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項を定めることになっています（法第12条）。

なお、都市計画に係る基本的な体系は都市計画の体系（P7）のとおりとなっています。

6 都市計画による制限

都市計画が定められると、次のような行為をしようとするときは、あらかじめ、許可や届出をする必要があります。このとき、都市計画の内容や基準に合致したもの以外は許可されません。

(1) 一定の面積以上の開発行為（法第29条）

(2) 都市計画施設内で行う建築（法第53条）

(3) 風致地区内で行う建築や土地の区画形質の変更など（法第58条）

(4) 地区計画区域内での建築や土地の区画形質の変更など（法第58条の2）

また、用途地域が定められたところでは、それぞれの用途地域で認められる建物用途以外の建物は建てることが出来ないなどの制限があります。（建築基準法第48条ほか）

7 都市計画事業

都市計画事業は都市計画に定められた都市施設の整備や、市街地開発事業の施行などで、市町村が都道府県知事の認可を受けて実施することが原則とされています。（法第59条）

都市計画審議会

1 経緯

都市計画審議会は、市や県が都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市計画道路や都市公園などの都市施設の整備、並びに、市街地開発に関する計画を定める際に、都市計画法に基づき都市計画に関する事項を調査審議または建議する機関です。

地方分権の流れの中、平成12年の都市計画法改正により、これまでは任意の機関であった市町村の都市計画審議会の権限が大幅に拡大されました。このため、より一層慎重な調査審議が必要とされることから、各界各層から幅広く人材を求めて組織の充実を図り、これからの都市計画に備えたところです。

2 審議会の構成

都市計画は市民の生活に大きな影響を及ぼすため、都市計画を定めるときは行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、議会の議員、関係する行政機関、市民などから構成される審議会の調査審議を経て決定することになっています（法第18条、第19条）。

3 都道府県都市計画審議会

都道府県都市計画審議会は、都道府県知事が定めようとする都市計画案を調査審議するほか、知事の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議します。また、行政機関に対して都市計画に関する事項について進言することができます（法第77条）。

4 市町村都市計画審議会

市町村都市計画審議会は、市町村が定めようとする都市計画案を調査審議するほか、市町村長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議します。また、都道府県審議会と同様に、行政機関に対して都市計画に関する事項について進言することができます（法第77条の2）。

加賀市都市計画審議会は12人の委員により構成されています（P8：加賀市都市計画審議会条例）。

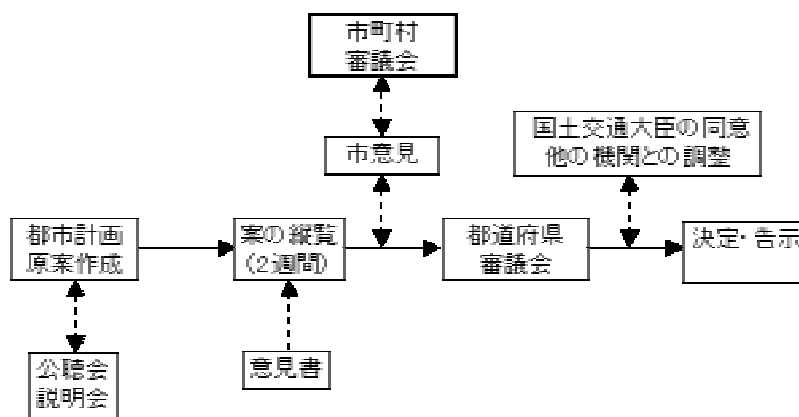
5 都市計画を定める者

広域的な観点から定めるべきものおよび根幹的施設については関係市町村の意見を聞き都道府県知事が都市計画を定めます。その他については市町村が定めます。(法第15条)

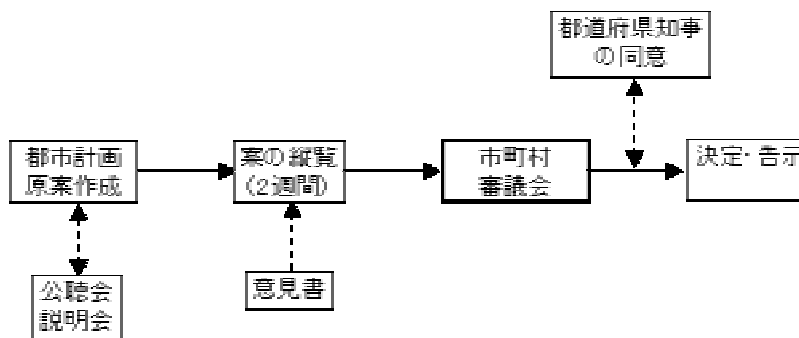
主な都市計画の種類	都道府県決定	市町村決定
用途地域		
一般国道		
都道府県道		
市町村道	4車線以上	4車線未満
公園・広場	10ha以上	10ha未満
公共下水道	区域が2以上の市町村	その他
土地区画整理事業	50ha超	50ha以下
地区計画		

6 都市計画を定めるまでのながれ

(1) 都道府県知事が定める都市計画



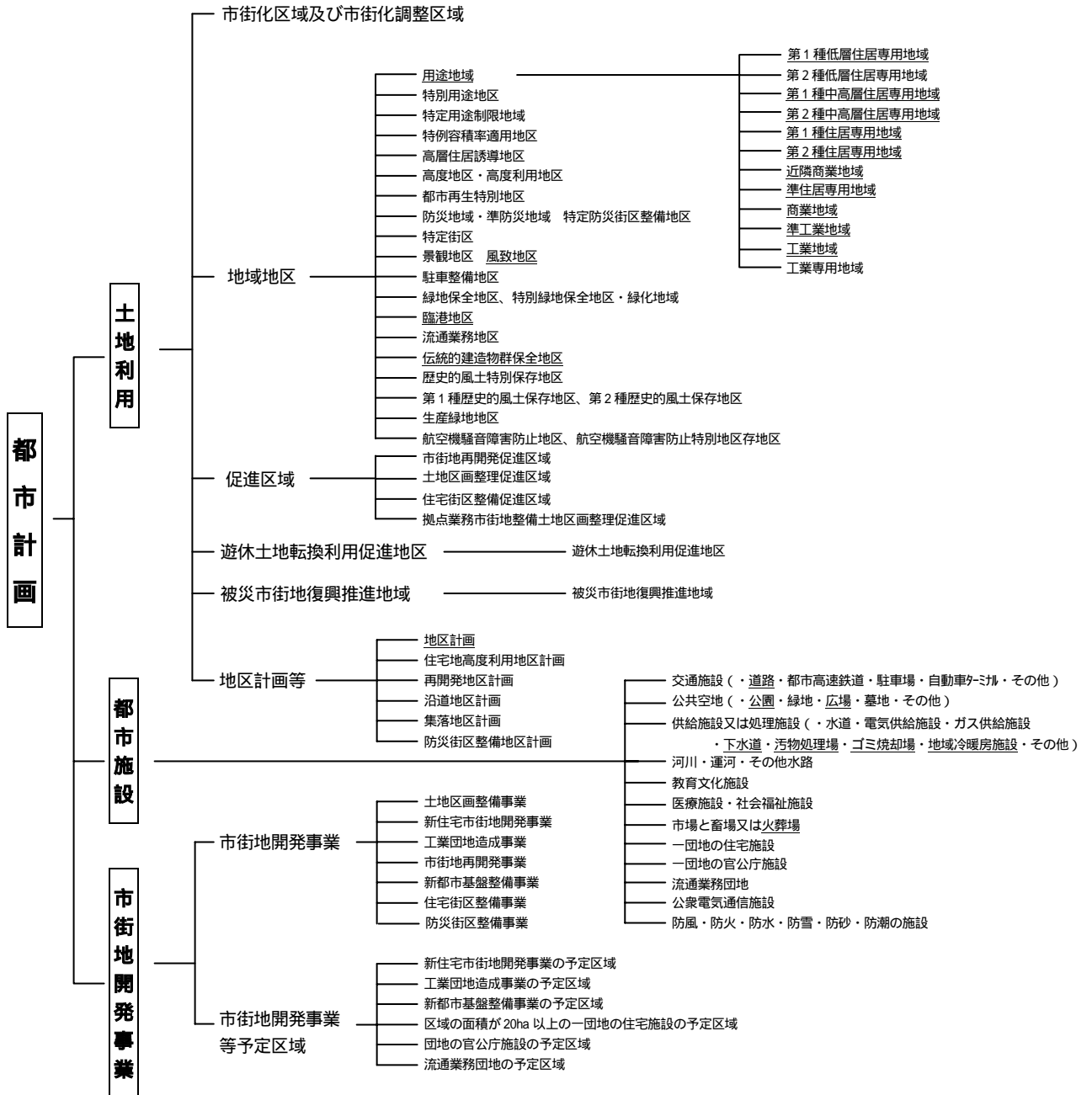
(2) 市町村が定める都市計画



(法第15条の2～法第20条)

都市計画の体系

下線は現在加賀市において決定（指定）されているもの



加賀市都市計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 186 号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、加賀市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 本市に住所を有する者

(委員の任期)

第3条 前条第2項第1号及び第4号の委員の任期は、4年とする。

2 前条第2項第2号及び第3号の委員の任期は、その在職期間とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(2) 加賀市景観計画 (案)

資料1 参照

(3) 加賀市都市計画マスタープラン(案)の概要 (加賀市の都市計画に関する基本的な方針)

序章 策定にあたり

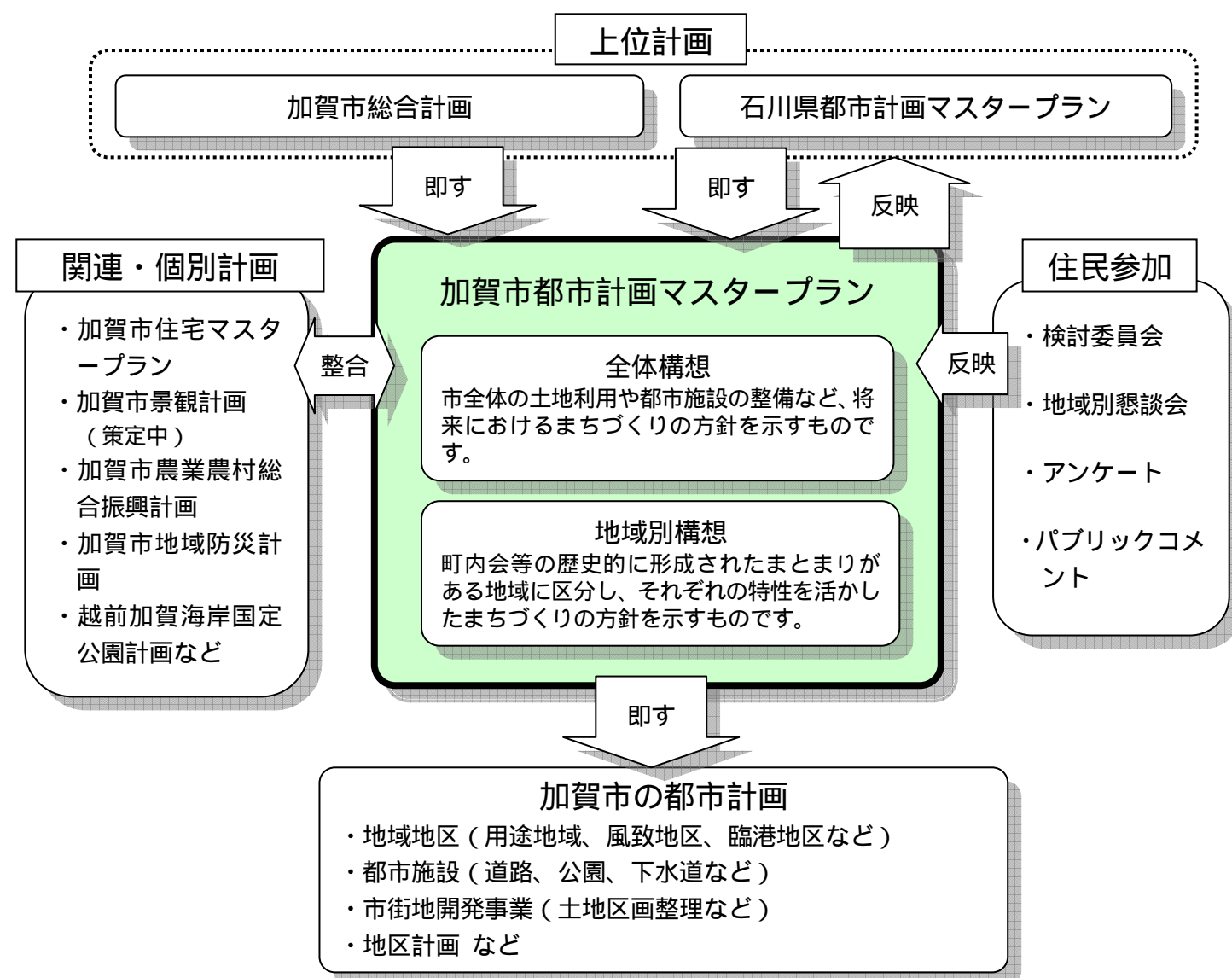
目的

人口減少や少子高齢化社会など、私たちの生活を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。この社会情勢の変化に対応し、都市づくりの方向性を見直すため、新たな都市計画マスタープランを策定し、誰もが安全に安心して暮らせ、地域個性が輝く、魅力あるまちづくりをめざします。

役割と位置づけ

都市計画マスタープランは、上位計画である加賀市総合計画に即しつつ、長期的な視野に立ち(おおむね20年後の平成42年) 行政区域全体の将来像や土地利用を明らかにするとともに、各地域のまちづくりの方針を定めることにより、加賀市の都市計画の総合的な指針として役割を果たします。

都市計画マスタープランの位置づけ

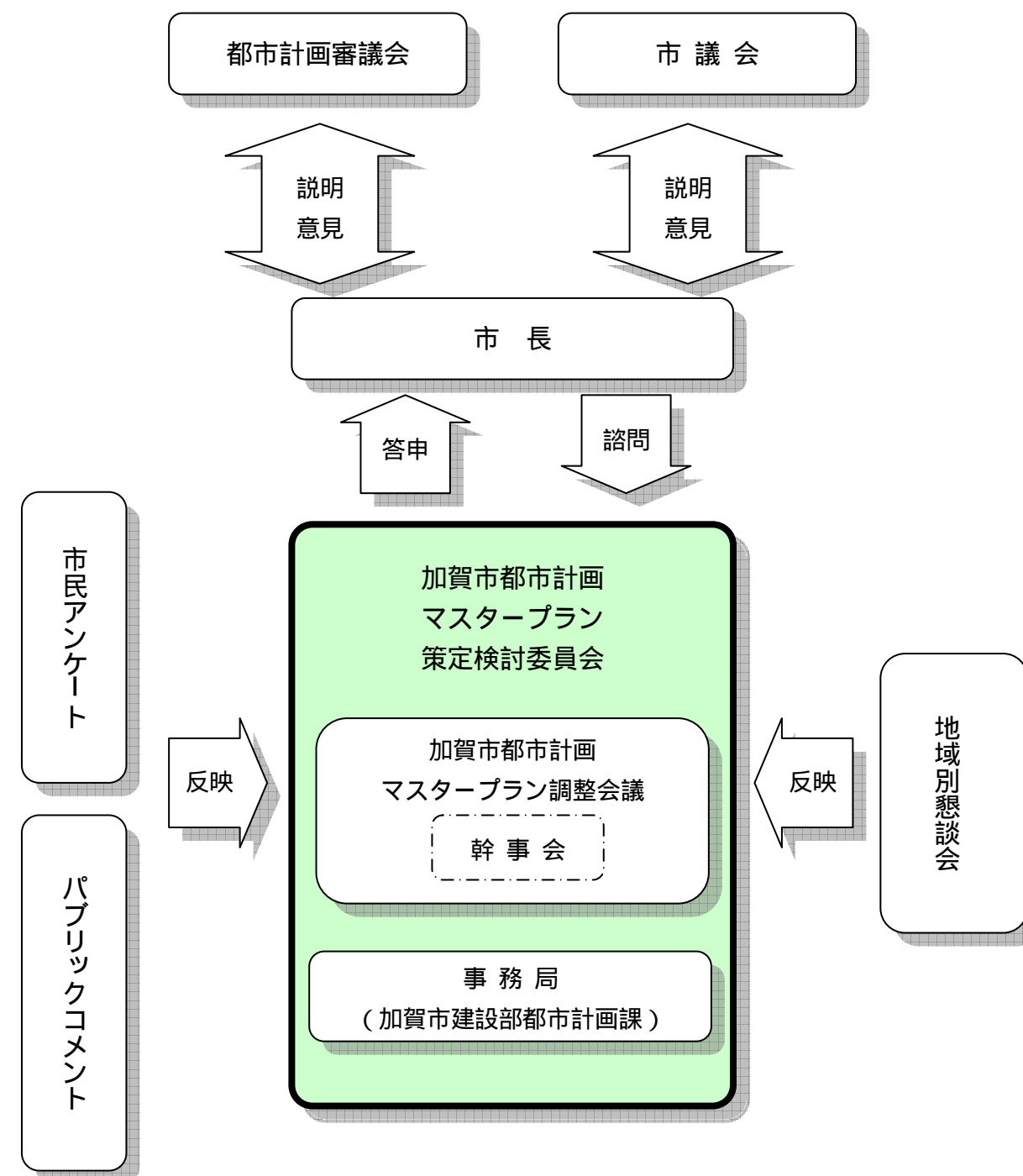


マスタープランの策定体制

市民意向を踏まえつつ、学識経験者や各種団体の代表などからなる加賀市都市計画マスタープラン策定検討委員会と、行政担当者からなる加賀市都市計画マスタープラン調整会議等において検討し、加賀市議会や加賀市都市計画審議会を経て、市民へ公表します。

また、市民の意見を反映する方法として、加賀市在住の20歳以上の男女のうち3,000人を無作為抽出し、市民アンケート調査を実施するほか、パブリックコメントや地域別懇談会を行い、市民の意見を反映させます。

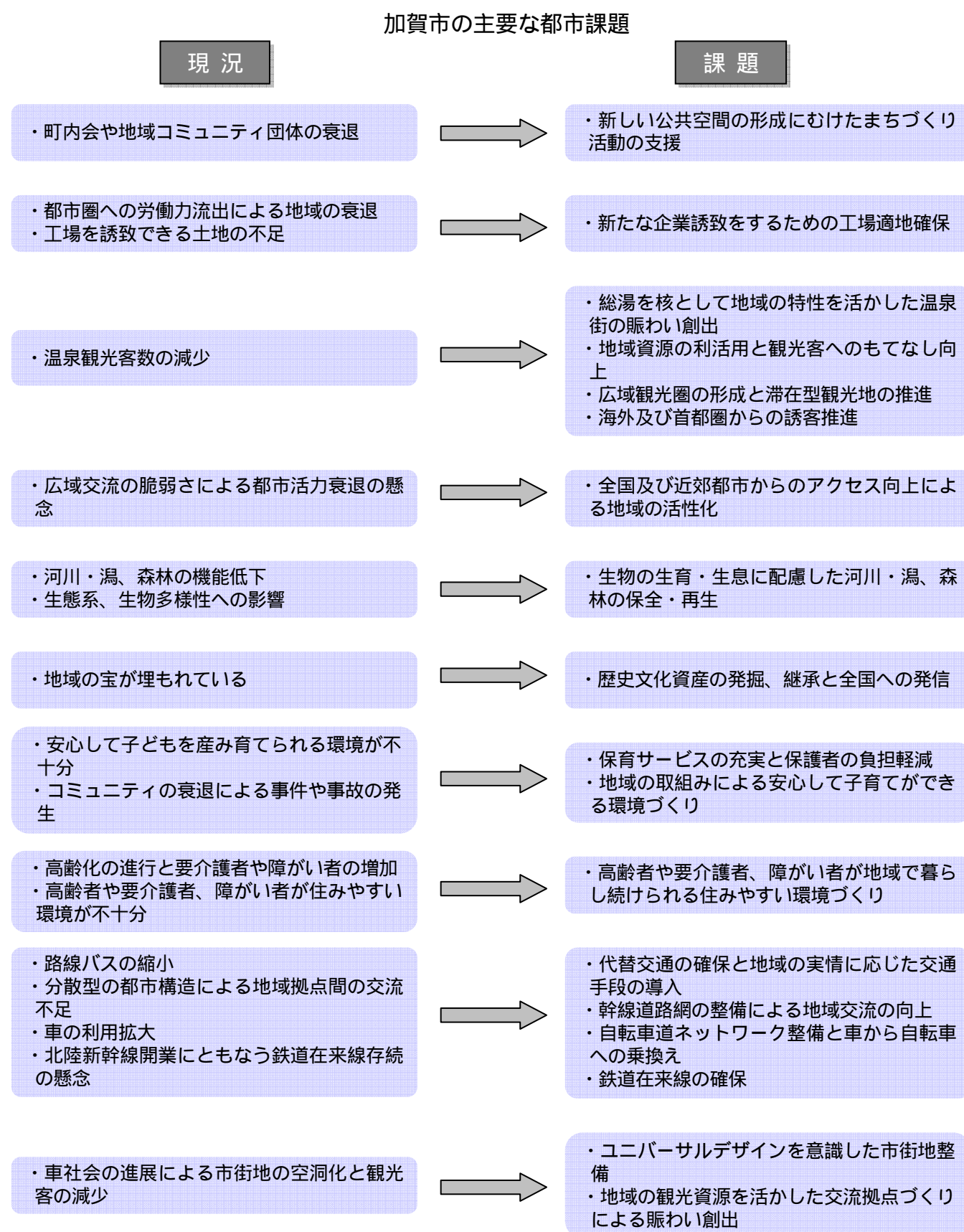
都市計画マスタープランの策定体制



第1章 現況と課題

都市課題の整理

加賀市が抱える主要な都市課題は、加賀市の現況や加賀市総合計画の方向性などを踏まえ整理して抽出します。



第2章 めざすべき都市像

将来都市像

都市づくりの視点及び加賀市総合計画の方向性と都市の課題との関連を整理し、20年後の加賀市のめざすべき姿として、都市づくりのテーマを次のように掲げます。

都市づくりのテーマ

みんなでつくる 人にやさしい かがやく地域

サブタイトル

～温泉、自然、歴史文化を活かし
協働で歩む 安心して暮らせるまちづくり～

この都市づくりのテーマには、次の意味を含みます。

『みんなでつくる』

市民が主役のまちづくりを進めるとともに、市民、事業者、行政の協働により、安全に安心して暮らせる心地よい環境づくりをめざします。

『人にやさしい』

子どもや高齢者、障がい者をはじめすべての人が、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

豊かな自然を守り育むとともに、環境負荷の少ない持続可能な循環型都市を形成することで、人と地球にやさしいまちづくりをめざします。

『かがやく地域』

地域固有の歴史文化、伝統工芸、温泉などを活かし、魅力的な交流拠点づくりを進め、観光をはじめ様々な産業の活性化をめざします。

地域に住む人々の手により、歴史的まちなみを保全し、地域個性に磨きをかけ、それぞれの地域の連携と、さらなる広域的な都市交流の促進により、かがやく地域をつくります。

第3章 都市づくりの方針

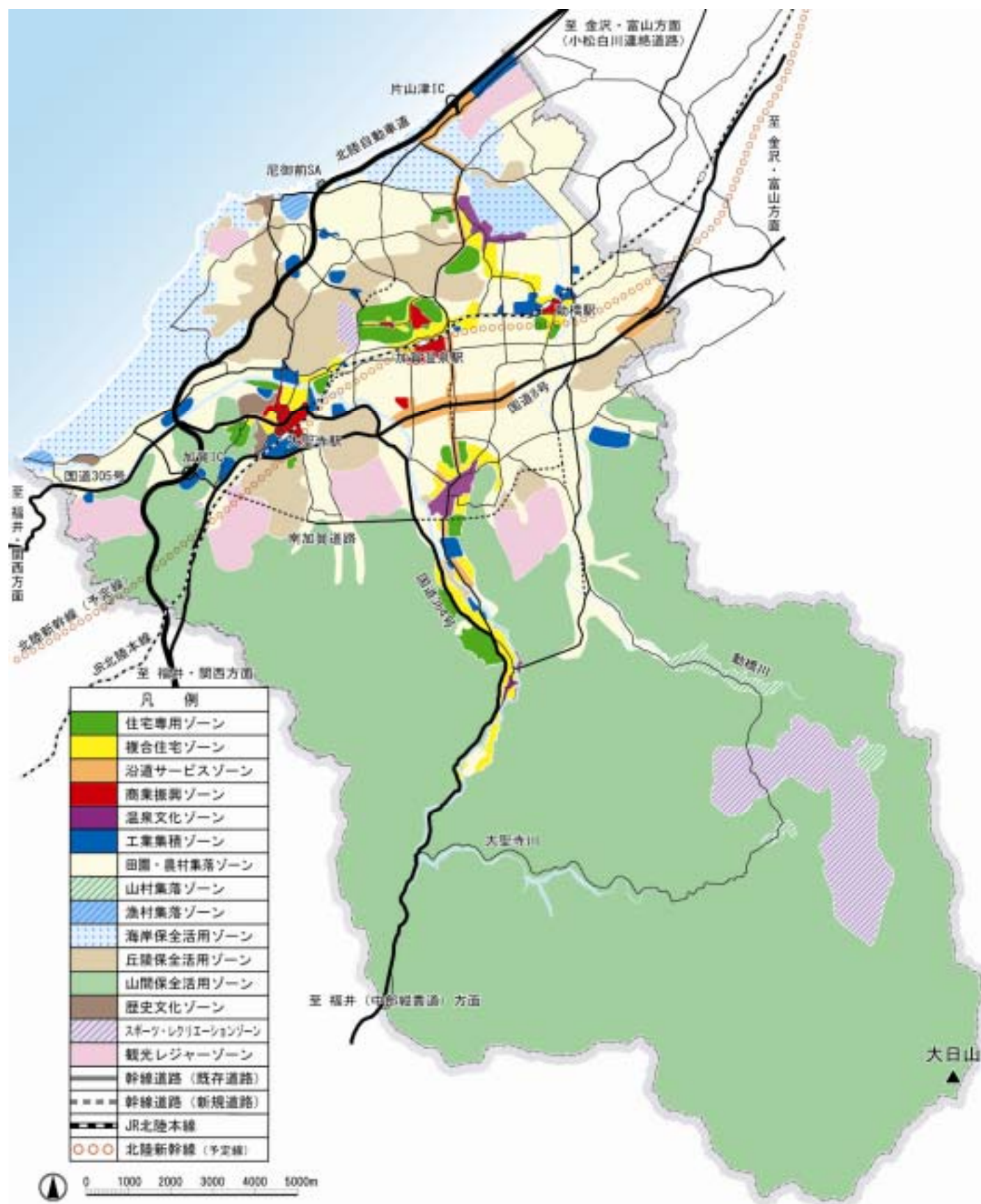
「みんなでつくる 人にやさしい かがやく地域」を都市づくりのテーマに、将来都市像の実現に向けた都市づくりの方針を示します。

項目	整備方針	概略内容
土地利用	一体の都市として総合的に整備・開発・保全	加賀都市計画区域、山中都市計画区域の統合・再編
	自然環境の保全、産業の振興、良好な市街地を形成	15のゾーンによる土地利用の誘導
自然環境保全及び 都市環境形成	豊かな自然環境を保全	海岸部、河川・潟、農地、山間部・丘陵地
	人にやさしい都市環境を形成	地域らしさをもった緑のまちづくり 都市公害の防止など生活環境の保全 持続可能な低炭素社会の形成
市街地整備	持続可能でコンパクトな市街地を誘導	既成市街地における住環境の改善や商店街の活性化 土地利用規制による市街地拡散の抑制 人にやさしく雪に強い市街地づくり
	まちの活性化をめざした既成市街地を整備	歴史・伝統的まちなみの保全 温泉観光地の賑わい創出 商店街の活性化
	交通拠点周辺や幹線道路沿道など新市街地を整備	加賀温泉駅周辺における都市機能の集積 国道8号沿道などにおける商業集積の促進 片山津・加賀インターチェンジにおける商業や工業を中心とした土地利用の促進
都市基盤施設整備	市内外の交流促進と観光地としてのアクセス向上や市民の利便性確保を図る交通施設を整備	広域交流交通、広域連携道路、地域ネットワーク道路 交通結節点の利便性充実 公共交通の充実 自転車道ネットワークの整備
	多様化・高度化する市民ニーズや災害時に対応した公園・緑地を整備	水と緑の潤い回廊の創出 自然を活かした里山公園の整備 災害時に対応した公園の充実
	治水対策を重点に、生態系及び生物多様性の保全・再生に配慮した河川・潟を整備	潤いある水辺の創出、治水施設の整備
	安全で安定した水道供給など生活を支える供給処理施設を効率的に整備	上水道、下水道、ごみ処理など
	少子高齢化社会に対応した医療・福祉施設などを計画的に整備	医療・福祉施設、教育・生涯学習施設、墓地、斎場、など
	ユビキタス社会の構築をめざした情報通信基盤を整備	地理情報システム、高速情報通信網
景観整備	住んでいるまちに誇りを持てる景観を形成	加賀市全域を景観計画区域とした一体的な景観整備 市民・事業者・行政が一体となった景観形成
	特性に応じた景観を保全・整備	面的景観（市街地、田園、海岸・湖沼、丘陵・山間部） 軸的景観（沿道・沿線、河川） 眺望景観
都市の安全と安心	災害に強い都市づくり	防災施設の整備と防災知識の普及など災害に備えた活動 医療機関の連携・協力体制及びアクセス強化など災害に備えた基盤整備 被災時の早急な都市機能復旧
	交通安全と防犯の推進により安全に暮らせるまちを形成	歩行者や自転車が安心して通行できる道路づくり 空き家対策、死角・暗闇の改善などによる防犯のまちづくり
市民協働	市民参加による都市づくり	ワークショップおよび社会実験の実施 都市計画の提案制度の活用 情報公開による市民協働機会の促進
	市民による防犯活動	まちづくり団体などによる防犯活動
	市民によるまちの活性化	歴史文化資産をはじめとする地域の宝を継承 観光客へのもてなし向上と需要の変化への対応

土地利用方針

自然環境の保全や産業の振興及び良好な市街地を形成するため、現況の土地利用や将来都市構造を踏まえ、15のゾーンを設定します。

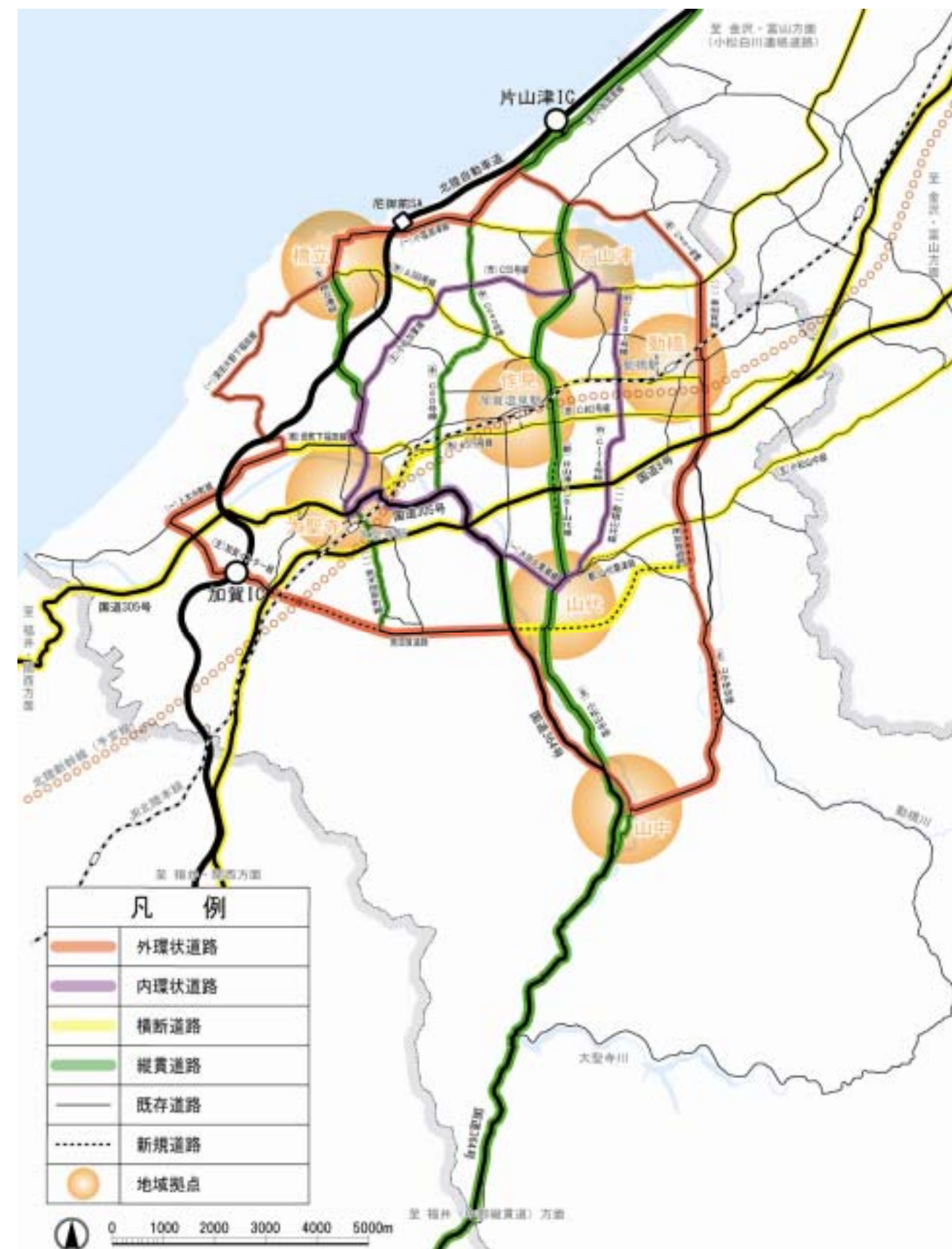
土地利用方針図



地域ネットワーク道路

加賀市に分散する地域及び周辺市との連携強化を目的とした道路網形態を示し、外環状道路、内環状道路、縦貫道路、横断道路の4つの道路属性を基本とします。

地域ネットワーク道路方針図



第4章 地域区分の設定

地域区分は、町内会などの歴史的・社会的につながりやまとまりがあるコミュニティを中心に、交通の結節点や人口集中する市街地など都市構造の動向を踏まえ、7地域（大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、橋立、山中）とし、それぞれの地域におけるまちづくりの基本的な考え方を示し、地域の特色を活かします。

第5章 地域別の方針

各地域の将来都市像（まちづくりの基本的な考え方）



橋立地域

北前船の歴史あるまちなみや豊かな自然を活かしたまち

- 「越前加賀海岸国定公園などの自然を活かしたまち」
- ・片野海岸や加佐ノ岬などの海岸沿いのほか、橋立自然園(仮称)をはじめとした丘陵・里山の自然を保全するとともに、遊歩道や親水空間の充実による、自然とふれあえる環境づくりをめざします。
- ・片野鴨池など生態系に重要な地域の保全をめざします。
- 「北前船の里としての歴史を伝承する趣のあるまち」
- ・加賀橋立伝統的建造物群保存地区などにおいては、歴史文化を伝承する施設維持や、散策できる趣のあるまちなみづくりをめざします。
- 「海産物などを活用した賑わいある港まち」
- ・地域住民と生産者や商店・宿泊施設などが協力し、海産物や農産物などの地域資源を活用した港町としての賑わいあるまちづくりをめざします。
- ・まちづくり活動や住民交流の活性化のほか、定住促進を図るため良好な住環境と職住近接のまちづくりをめざします。

作見地域

加賀温泉郷の玄関口にふさわしい都市機能が集積したまち

- 「豊かな自然眺望を活かした潤いのあるまち」
- ・丘陵部の既存住宅団地においては、自然環境との調和を図りながら、良好な眺望を活かしたまちづくりをめざします。
- ・白山の山並みや、田園などの良好な眺望景観を保全するまちづくりをめざします。
- 「加賀温泉郷の玄関口として賑わいと活力のあるまち」
- ・加賀温泉駅広場の機能充実をはじめ、都市機能の集積を推進し、加賀温泉郷の玄関口として利便性に優れた賑わいと活力のあるまちづくりをめざします。
- 「住宅・商業業務施設が調和した魅力的なまち」
- ・身近な商店街の活性化や、緑化による景観整備などにより、魅力的なまちなみづくりをめざします。

大聖寺地域

城下町の歴史あるまちなみと豊かな自然を守り活かしたまち

- 「城下町などの歴史あるまちなみ」
- ・山の下寺院群や瀬越町をはじめとする歴史ある地域においては、地域資源を活用し散策できる趣あるまちなみづくりをめざします。
- 「豊かな自然を守り活かすまち」
- ・海岸や里山、森林、農地などを保全し、これを活かし、加賀市の玄関口である加賀インターチェンジ周辺や幹線道路においては、街路樹などによる自然環境に配慮したまちづくりをめざします。
- ・白山や大聖寺川の水辺自然景観など、眺望の保全・創出をめざします。
- 「人々が集い賑わいのある職住近接のまち」
- ・地域の連携や地域資源を活かしたまちづくり活動のほか、定住促進を図るため良好な住環境と職住近接のまちづくりをめざします。
- ・身近な商店街の活性化に努め、人々が集う賑わいある地域づくりをめざします。

山中地域

温泉や伝統産業を活かし自然と調和した賑わいある観光地

- 「自然と調和したいで湯のまち」
- ・温泉や森林などの豊かな自然環境を守り育てるとともに、鶴仙溪をはじめとした四季折々の自然環境を活かした温泉情緒溢れ、住民が誇れるまちづくりをめざします。
- ・農村集落や山村集落においては、中山間の自然環境や景観を保全するとともに、自然体験や休養・レクリエーションの場としての活用をめざします。
- 「歴史と文化を誇る工芸のまち」
- ・長い歴史に育まれ多くの文人達をしのばせる名所・旧跡などをつなぎ合わせ、広がりのある観光拠点の整備を図り、また、山中節など文化の息づかいが感じられるまちづくりをめざします。
- ・温泉とともに発展してきた山中漆器の振興を図り、温泉観光や農村集落の活性化のため、体験や活用の拠点施設整備による工芸のまちづくりをめざします。
- 「住民主体と協働による健やかなまち」
- ・住民主体のコミュニティ活動や生涯学習などの場となる拠点施設の整備のほか、子育てや児童・生徒などの安全を確保し、子どもから高齢者までが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

片山津地域

温泉と柴山湯や歴史文化資産の恵みを活かした観光地

- 「柴山湯を活かした周遊できる潤いのあるまち」
- ・柴山湯の自然環境を活かし、遊歩道などによる周遊性の確保や親水空間の充実により、潤いのある湖畔づくりをめざします。
- ・柴山湯周辺からの眺望景観を保全するとともに、まちなかでは住民と商店街・宿泊施設及び企業が協力し、魅力的なまちなみづくりをめざします。
- 「魅力的な商店街形成や産業充実による賑わいあるまち」
- ・宿泊施設と商店街が連携した賑わいのある温泉街づくりと、小塩辻工場団地のほか、新たな工場の土地利用促進などにより、活力のあるまちづくりをめざします。
- 「農業や歴史文化資産を活かしたまち」
- ・丘陵部の果樹園や畑地の保全・活用と遺跡及び古戦場跡地などの歴史文化資産に加え、国指定天然記念物の金明竹など自然資源を活かし、回遊性がある滞在型の観光地づくりをめざします。

動橋地域

産業と文化資産や自然豊かな動橋川を活かしたまち

- 「人々が集い・賑わいがある職住近接のまち」
- ・地域資源を活かしたまちづくり活動のほか、定住促進を図るため良好な住環境と職住近接のまちづくりをめざします。
- ・身近な商店街の活性化に努め、人々が集い賑わいある地域づくりをめざします。
- 「動橋川などの豊かな自然を守り活かすまち」
- ・動橋川や柴山湯の自然環境を活かし、親水空間などの整備により、潤いのある湖畔・河岸づくりをめざします。
- ・矢田野台地や平野に広がる田畑など、農地の保全・活用をめざします。
- 「ぐず焼き祭りなどの文化資産を活かした地域交流が盛んなまち」
- ・民俗文化のぐず焼き祭りや分校古墳群などの歴史文化資産を活用し、他市町村との地域交流促進などとともに、宿場町の名残を活かした景観整備などにより、潤いのある魅力的なまちなみづくりをめざします。

山代地域

温泉と歴史文化資産や自然を活かした滞在型観光地

- 「滞在型の温泉観光と人々の暮らしが融合した魅力のあるまち」
- ・歴史文化資産の有効活用に加え、宿泊施設と周辺商業・観光施設及び伝統産業が連携した、活力のある滞在型の温泉街づくりをめざします。
- ・まちづくり活動や住民交流の活性化のほか、定住促進を図るため良好な住環境と職住近接のまちづくりをめざします。
- 「湯の曲輪などの歴史文化資産を活かしたまち」
- ・法皇山横穴群や狐山古墳の歴史文化資産の保全整備をはじめ、情緒ある湯の曲輪の再生など、そぞろ歩きができる潤いある地域づくりをめざします。
- 「万松園などの豊かな自然環境を活かしたまち」
- ・万松園をはじめとする風致地区や鞍掛山、動橋川などの豊富な自然資源を保全するとともに、遊歩道や親水空間の充実により、自然とふれあえる環境づくりをめざします。

(4) 今後予定している都市計画審議会の案件

	予定案件		予定時期
1	都市計画区域マスタープランの変更	加賀市都市計画マスタープラン策定に伴う変更（石川県決定）	H24年3月
2	下水道排水区域の変更	打越・高塚町の公共下水道排水区域編入	H24年3月
3	用途地域の変更	山中の温泉・河南地区の新規用途地域指定及び既用途地域見直しによる変更	H24年度以降
4	都市計画道路未着手路線の変更	都市計画道路網の見直しによる変更（石川県・加賀市決定）	H24年度以降

今後予定が決まり次第事前にご連絡します。